

児童相談所の使命

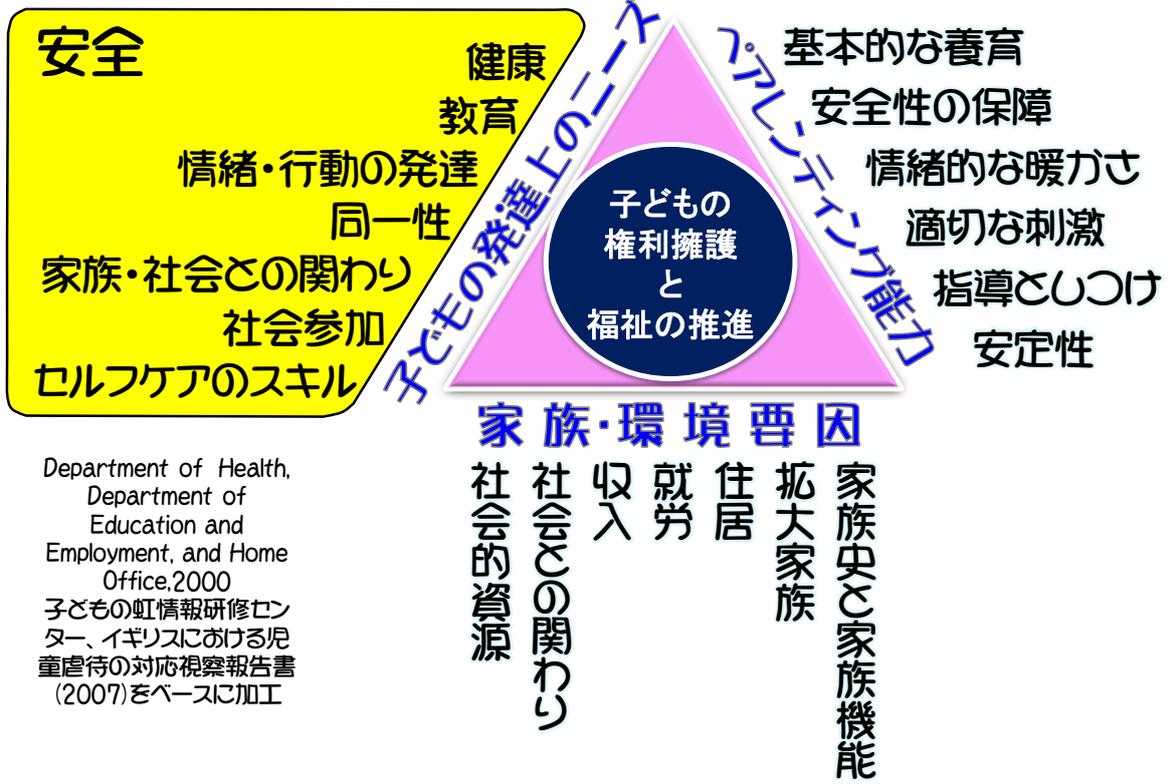
2

- **子どもの発達上のニーズを適切に満たし、現在～未来の“生きやすさ”を保障する**
 - 子どもが発達の過程で示すさまざまな症状や問題についての相談に応じ、専門的支援を行っていく
- **時代の要請に応じて**
 - 30年前は障害児療育
 - その後は登校拒否
 - そして現在は児童虐待

} 非行問題は常に
- **戦後、アメリカの児童精神科医のいるチャイルド・ガイダンス・クリニックをモデルにして整備された。アメリカでは何種類かの専門機関に分かれていっている**
 - CPS(児童保護局)＝児相ではなく、児相機能の一部が独立機関になり、業務をおこなっている

子どもの育ちを考える枠組み

3



確実に対応できる体制整備…質の異なる命題

4

- **虐待通告…と一括りにできない**
- **泣き声通告**
 - 特定できなければ…ローラー作戦
 - 大半は、サポートレベル…傷つき
- **DV環境通告**
 - DV被害者は児相虐待の加害者？
 - タイムリーではない通告
- **関係機関通告**
 - 病院：重症例が多い
 - 学校：性虐待、不登校…出会えない
 - 警察：非行…親が引き取らない
- **介入は入口、後が肝心**
 - 子どもの育ちに悪影響があることへの直面化の勧め
 - 子どもの発達保障、養育スキルの改善、親子関係の修復…
- **子育ての悩み相談…児相が専門機関として研究・洗練**
- **保護者のさまざまな悩みに対応した支援**
 - 子どもの発達と支援
 - 保護者や関係者との協働
- **第一義的窓口は市区町村に**
 - 一定の水準を担保するのは難しい？
 - 専門職・専任配置の難しさ？
- **児相の支援力は低下傾向**
 - 地域特性に合った進化
 - 福祉司と心理司のチーム対応が困難
 - 経験年数の減少
- **発達に寄り添う**
 - 発達段階ごとに課題があり、長期間の支援が必要
 - 担当できる数が限られる

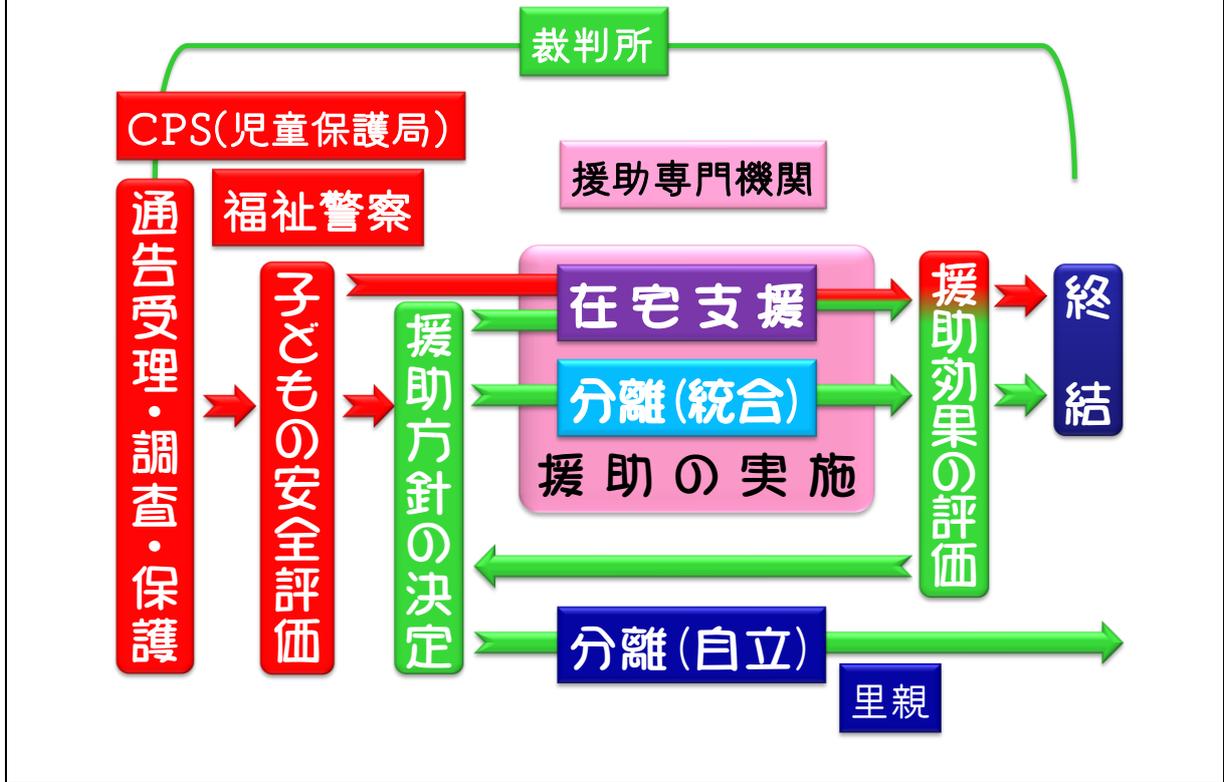
対応における異なる立ち位置

	虐待対応(介入的関与)	一般的相談対応(支援的関与)
目的	ウェルビーイング:個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。子どもの場合は、子どもが育ちの過程で獲得する必要がある価値観や物の捉え方や行動の様式などを安全・安心に獲得していくことを保障することを意識する必要がある	
支援のための原則	子どもの安全・安心な生活を最優先し、法に定められた権限を行使していく(リスクマネジメント) 告知、聴取、丁寧な説明による理解と協力を求める努力はするが、義務権限の執行において同意・承諾は必須とならない。むしろ不作為(権限の不行使)をこがめられる	ニーズをスタートラインとして、クライアントのペースに合わせ、受容、傾聴、同意、承諾を原則としてサポートしていく
対象者	介入された家族	自発的なクライアント(親)
ゴール	支援機関によって定義	クライアントによる定義
アセスメント	第三者への調査を含む客観的情報に基づくアセスメント	クライアントから提供される主観的情報に基づくアセスメント
守秘	要保護児童対策地域協議会(法定協議会)における情報共有が可能 秘密の取り扱い:秘密は虐待と仲良し…だからオープンに	承諾なしに連携や情報共有などはできない 秘密の取り扱い:秘密は安心の提供…良好な関係のあかし
親権	親権への明らかな制限・制止を含む対応 親権に対して根拠をもって権限介入する義務	親権を当事者の権利として上位に置く 親権者の意に反する対応は原則的に不可
親子関係	親子の利害は独立と考え、時に利益相反も想定し、子の安全と最善の利益の保障が最優先 子の安全のためには理由を示して親の抵抗排除	親子の利害は一体的な価値として考える 親との良き相談関係が子に利益をもたらす
専門職の役割と技術	社会的統制と影響力をうまく行使するコーディネータ。受容と傾聴などの基礎的な技術+解決志向の面接技術+サインズ・オブ・セイフティ等のフレームワーク	クライアントが欲するものに焦点を合わせる促進者。治療構造論に基づく療法やソーシャルワークの技術

参考・引用 山本恒雄(2013)「児童虐待相談における初期調査と子どもからの事情聴取の専門性、およびそれらの基礎となる子どもの安全を軸とした介入的ソーシャルワークの在り方についての調査研究」こども未来財団

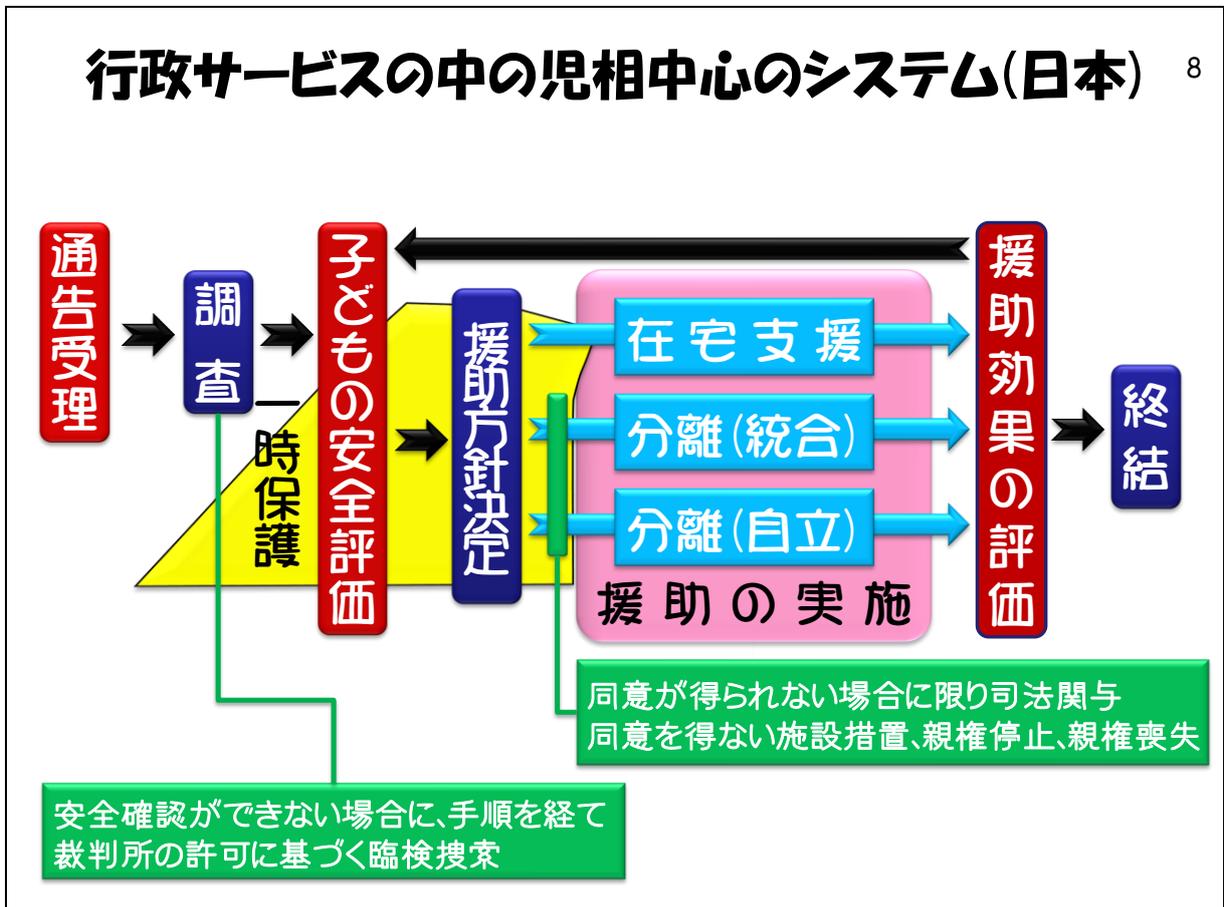
司法管理下の対応システム(英米)

7



行政サービスの中の児相中心のシステム(日本)

8



児相の工夫：告知をめぐって(参考：子ども総研・山本恒雄氏)

9

●“加害責任”の指摘から“安全責任”へ

- 加害性の指摘：あなたの行為は虐待
 - 対立：虐待なのか、しつけなのか、事故なのか
- 安全責任の告知：あなたは子どもの安全の責任者
 - あなたには子どもの安全についての責任があるが、この子どもの状態について、あなたはどう思うのか？

●子どもの安全確保の保護者責任と支援機関の責務

- 保護者には子どもが安全に生活し、成長していく権利を保障する義務があり、支援機関には子どもの安全を脅かすような事態を改善し、子どもの安全の回復を支援する責務がある
 - 保護者、子どもが持っている“成長・適応・安定に向かう力”をいかに引き出していくのが支援機関に問われる
 - すべての安全が脅かされているわけではない⇒包括的アセスメント

圧倒的な人手不足と社会資源不足

10

●通告の激増

- 通告に素早く対応するシステムにはなっていない
 - 三桁化…110番や119番と一緒にではないのだが
- 人手も無ければ、手順もスキルも統一されていない

●長い支援の旅路

- 通告は入り口で、子どもたちの自立支援の始まり
 - 対応件数は、実際の業務を表していない

●児相に持っていけばどうにかしてくれると思われている

- 家庭や地域、学校で手におえない子ども達(例えば、精神疾患や非行など)
- 安全・安心に暮らせる場所と治療が必要なのだが資源がない

●疑いのレベルでも関わっていかなければならない

- 被害-加害関係が明確でなくても
- 逮捕、処分保留、不起訴…

確実に見相が機能するために必要なこと 11

- 虐待対応と相談支援は分割して別機関に
 - さらに虐待対応は専門分業が必要
 - 少なくとも、介入・調査部門、評価・支援計画作成部門、直接支援部門
- 職員の専門性の確保
 - 仕事に就く前に
 - 学校教育で準備ができない…専門研修期間が必要
 - 基礎的な知識(法律、支援技法、社会資源…)から記録の書き方まで
 - 調査研究機関の設置
 - 専門性の向上のためには必須
- 標準自治体では、どのような姿なのかのモデル提示
 - 標準自治体(人口170万人)に児童福祉司36人で対応
 - 5人に1人のSVにすると30人で170万人を担当…虐待の初動班を作ると…管理職も福祉司で…
 - 福祉司以外の職員構成、施設・里親といった社会的養護……
 - 標準的取扱件数は？

理想: 日常的な相談と専門相談の階層システム 12

- 日常的な発達保障・相談は子どもの所属集団で
 - 子どもへの教育や支援だけでなく、家族への支援(養育力&環境)も業務の範疇にする
 - 例えば、小学校には、窓口を設置し、中学校区に一つぐらいの相談機関を設置
 - 相談機関では、福祉・保健・医療などの多職種配置によるチーム支援と専門相談機関へのつなぎ
- 課題によって一時的に集中的に支援する専門相談機関
 - 課題別に専門機関を設置
 - 虐待、発達障害、非行、登校拒否etc.
 - 課題によっては、機関を分けてシステム化
 - 虐待: 介入的な調査・情報収集と評価する機関、支援方針の決定と支援効果の評価をする機関、支援方針を受けて支援を行う機関
 - 非行の場合、警察、家庭裁判所、少年院、保護観察所